

現状

- 主伐後に計画どおりの適切な更新が図られていない造林未済地が発生
- H29年度末の造林未済地は1.1万ha(3年間で2.5千ha増加)。



課題

① 人工造林計画箇所

人工造林を計画したにも関わらず、造林未済地となっている原因について都道府県にヒアリングしたところ、「獣害対策により費用が掛かり増しになることなどが、造林を委託する段階で認識されていない」などの意見

- 立木売買の場合、立木購入者主導で届出がなされ、造林計画が十分検討されない場合があるため、造林権者の責任を明確にするとともに、より具体的かつ実行性のある造林計画の作成を促すことが必要

② 天然更新計画箇所

市町村森林整備計画において、天然更新が困難な区域として定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について、都道府県にヒアリングしたところ、「体制面・技術面から全域を網羅的に確認して設定することが困難」「設定しても伐区の設定や周囲の伐採によって更新可能性が変化するため運用が難しい」などの意見

- 天然更新が困難な区域の設定に加え、届出ごとに伐採面積や林分状況等に応じて判断できるようにすることが必要

新規発生未済地の内訳

① 人工造林計画箇所 6.2千ha

伐採届出時に造林の方法として人工造林を計画、又は植栽指定地で伐採し、伐採後2年以内の更新が完了していないもの

② 天然更新計画箇所 3.5千ha

伐採届出時に造林の方法として天然更新を計画し、伐採後5年以内に更新が完了していないもの。

対応方向

対応

- 造林権者の責任の明確化を図るため、これまで伐採と造林の計画が一体になっていた伐採造林届の様式について、伐採者及び造林者それぞれが計画書を作成する様式とする
- 造林計画の実行性を高めるため、造林計画の記載事項の充実を図る（造林作業の委託予定先、シカ防護柵設置の有無等を追加）

対応

- 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」について、あらかじめ対象とする森林の区域のほか、植栽を必須とする森林の基準を記載
- 皆伐予定地（少なくとも5ha以上）において、天然更新を計画した届出が提出された場合、市町村が現地の状況等を確認し、植栽を必須とする伐採跡地の基準に該当する場合は計画を変更するよう指導

○「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準の記載の追加

市町村森林整備計画に「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の所在に加え、天然更新完了基準書作成の手引きに記載された具体的な考え方について基準として記載

1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)



3 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない

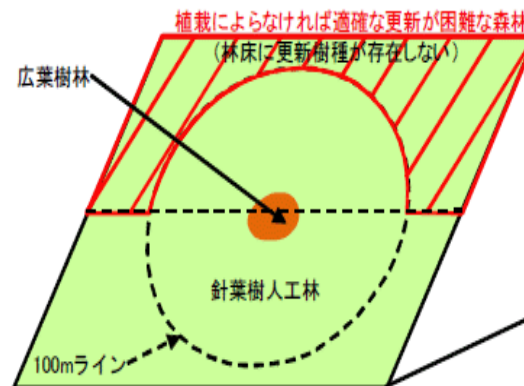


4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」



「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の今後の運用方向

- 市森計において引き続き所在を林小班で指定(適時の見直しは可)
- 指定された森林以外においても、少なくとも5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市町村が現地の状況等を確認し、左記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するよう指導
- 上記の指導に従わない場合は、造林計画の変更に係る勧告、命令を実施